

最終保障供給約款

別表第 1

供給区域

北陸瓦斯株式会社

(別表第1)

供給区域

【新潟地区】

新潟県新潟市北区

朝日町1～4丁目、彩野1～4丁目、石動1・2丁目、太田字法花鳥屋甲、字法花鳥屋乙、字城山、字棕（市道豊栄1-630号線以北を除く）、字棕前、上土地亀字大曲、字竹ノ通、かぶとやま1・2丁目、神谷内、嘉山1～6丁目、嘉山字嘉山、字川前、字大口、字鮫面、川西1～4丁目、木崎字切尾山（国道7号線以北・県道新潟中央環状線以東に限る、ただし福島潟放水路以東を除く）、字樋ノ入山（ただし、樋ノ入字前沢・字中ノ山・字向沢および字俎板倉に隣接する木崎字樋ノ入山に限る）、字尾山（ただし、県道豊栄太夫浜線以西及び新潟・ハシモト・エネルギー株式会社旧簡易ガス事業団地「尾山団地」を除く）、字尾山前、字柳原（ただし、市道豊栄1-822号線以北・市道豊栄1-81号線以西・市道豊栄1-88号線以北）、葛塚、笹山字中山（国道113号線以東に限る、ただし福島潟放水路以東を除く）、字柏尾山（国道113号線以東に限る）、字地我山（国道113号線以東に限る、ただし福島潟放水路以東を除く）、字金甲（国道113号線以東に限る、ただし福島潟放水路以東を除く）、字鴻ノ巣（県道新潟中央環状線以東に限る、ただし福島潟放水路以東を除く）、字河渡上（県道新潟中央環状線以東に限る、ただし福島潟放水路以東を除く）、字高山、字堰上、字浦山（ただし、市道豊栄1-712号線以西）、字浦田（ただし、市道豊栄1-712号線以西）、字焼山（ただし、市道豊栄1-599号線以北）、笹山東、三軒屋町、島見町、下大谷内、下土地亀字樋ノ内、字南通（ただし、本溝支線排水路以南を除く）、下早通字早通川端南、字居浦、白勢町、新富町、新元島町、須戸、須戸1～5丁目、すみれ野1～4丁目、高森新田字三分割、太夫浜、太夫浜新町1・2丁目、太郎代、つくし野1・2丁目、樋ノ入字熊ノ宮1226、字樋ノ入山、字藤ノ木原、字俎板倉、字中ノ山、字向沢、字前沢（ただし、県道豊栄太夫浜線以西を除く）、鳥屋、東栄町1～3丁目、名目所、名目所1～3丁目、新井郷字居裏（ただし、新井郷川以南を除く）、新崎（ただし、JR東日本白新線以南、新井郷川分水路以東及び下山橋以西）、新崎1～3丁目、濁川（ただし、新井郷川分水路以東及び国道7号線以北に限る）、濁川1丁目、西名目所、白新町1～4丁目、浜浦字古川（市道北6-8号線以南・国道113号線以東に限る）、早通字早通、字村下、字大柳、早通北1～6丁目、早通南1～5丁目、東栄町、仏伝、北陽1・2丁目、前新田字前新田甲、字前新田乙、字新々囲、字新々囲外、字古囲、字三町歩囲外、松潟（ただし、JR東日本白新線以南）、松栄町、松浜1～8丁目、松浜新町、松浜町、松浜東町1・2丁目、松浜本町1～4丁目、松浜みなど、美里1・2丁目、柳原1～7丁目、横井、横土居字新川前（ただし、福島潟放水路以東を除く）、字六本山（ただし、福島潟放水路以東を除く）、字村前（ただし、福島潟放水路以東を除く）

新潟県新潟市東区

秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、粟山、粟山1～4丁目、石山、石山1～6丁目、石山団地、石動、江口（ただし、市道東8-146号線以東）、榎、榎町、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、玉瀬新町、逢谷内、逢谷内1～6丁目、大形本町、大形本町1～6丁目、大山1・2丁目、岡山、卸新町1～3丁目、上王瀬町、上木戸、上木戸1～5丁目、鷗島町、亀田中島4丁目、北葉町、北山、空港西1・2丁目、下場、下場新町、下場本町、幸栄1～3丁目、河渡、河渡1～3丁目、河渡新町1・2丁目、河渡本町、江南

1～6丁目、向陽1～3丁目、小金台、小金町1～3丁目、材木町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、下山1～3丁目、紫竹、紫竹2～7丁目、紫竹卸新町、紫竹山3丁目、下木戸、下木戸1～3丁目、白銀1・2丁目、新石山1～5丁目、新岡山2丁目、新川町、新松崎1～3丁目、神明町、末広町、太平1～4丁目、宝町、竹尾、竹尾1～4丁目、竹尾卸新町、児池、長者町、月見町、津島屋1～8丁目、寺山、寺山1～3丁目、東新町、東明1～8丁目、中木戸、中興野、中島、中島1・2丁目、中野山、中野山1～8丁目、中山1～8丁目、錦町、西野（ただし、主要地方道新潟港横越線以東かつ市道東8-302号線以西、市道東8-49号線以東かつ市道東8-301号線以西及び以北）、沼垂、根室新町、はなみずき1～3丁目、浜町、浜谷町1・2丁目、東中島1～4丁目、東中野山1～7丁目、東臨港町、一日市、藤見町1・2丁目、船江町1～3丁目、古川町、古湊町、平和町、牡丹山1～6丁目、本所1・2丁目、本所3丁目（ただし、主要地方道新潟亀田内野線東側の市道東8-276号線以西を除く）、本所（ただし、県道曾野木・一日市線以西及び1358番2、1398番1、1550番2）、松崎、松崎1・2丁目、松島1～3丁目、松園1・2丁目、松浜町、松和町、南紫竹1・2丁目、もえぎ野1～3丁目、木工新町、物見山1～4丁目、桃山町1・2丁目、柳ヶ丘、山木戸、山木戸1～8丁目、山の下町、有楽1～3丁目、豊1～3丁目、臨海町、臨港1丁目、臨港町2・3丁目、若葉町1・2丁目

新潟県新潟市中央区

相生町、赤坂町1～3丁目、明石1・2丁目、曙町、旭町通1・2番町、愛宕1～3丁目、鑑1～3丁目、鑑西1・2丁目、網川原、網川原1・2丁目、有明大橋町、有明台、医学町通1・2番町、礎町通1～6ノ町、礎町通上1ノ町、一番堀通町、稻荷町、入船町1～6丁目、祝町、浮洲町、鶴ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1～6丁目、海辺町1・2番町、上沼、営所通1・2番町、烏帽子町、近江1～3丁目、大島、翁町1・2丁目、親松、鏡が岡、春日町、学校裏町、学校町通1～3番町、亀田早通、上近江1～4丁目、上大川前通1～12番町、上所1～3丁目、上所上1～3丁目、上所中1～3丁目、川岸町1～3丁目、川端町1～6丁目、神道寺、神道寺1～3丁目、神道寺南1・2丁目、蒲原町、北大畑町、北多門町、北浜通1・2番町、北毘沙門町、寄附町、久蔵興野、窪田町、窪田町1～7丁目、京王1～3丁目、高志1・2丁目、寿町1・2丁目、湖南、小張木、小張木1～3丁目、幸町、幸西1～4丁目、栄町1～3丁目、魁町、桜木町、笹口、笹口1～3丁目、三和町、汐見台、紫竹1丁目、紫竹山、紫竹山1～7丁目、信濃町、下旭町、下大川前通1～7ノ町、下所島、下所島1・2丁目、鐘木、新光町、新島町通1～5ノ町、新和1～4丁目、水道町1・2丁目、菅根町、住吉町、清五郎、関新1～3丁目、関南町、関屋、関屋大川前1・2丁目、関屋大川前通1丁目、関屋御船蔵町、関屋金鉢山町、関屋金衛町1・2丁目、関屋下川原町1・2丁目、関屋昭和町1～3丁目、関屋新町通1・2丁目、関屋田町1～4丁目、関屋浜松町、関屋本村町1・2丁目、関屋松波町1～3丁目、関屋恵町、曾川、太右エ門新田、高美町、田中町、田町1～3丁目、俵柳、忠蔵町、月町、附船町1～3丁目、出来島、出来島1・2丁目、寺裏通1・2番町、寺山町、天神1・2丁目、天神尾、天神尾1・2丁目、天明町、鳥屋野、鳥屋野1～4丁目、鳥屋野南1～3丁目、豊照町、中大畑町、長潟、長潟1～3丁目、長嶺町、鍋潟新田、並木町、西受地町、西馬越、西厩島町、西大畑町、西中町、西船見町、西堀通1～11番町、西堀前通1～11番町、西湊町通1～4ノ町、沼垂西1～3丁目、沼垂東1～6丁目、白山浦1・2丁目、白山浦新町通、舂川岸町、花園1・2丁目、花町、浜浦町1・2丁目、早川町1～3丁目、万代1～6

丁目、万代島、東入船町、東受地町、東厩島町、東大通1・2丁目、東大畑通1・2番町、東幸町、東出来島、東中通1・2番町、東万代町、東堀通1～13番町、東堀前通1～11番町、東湊町通1～4ノ町、日の出1～3丁目、雲雀町、二葉町1～3丁目、船場町1・2丁目、船見町1・2丁目、古町通1～13番町、文京町、弁天1～3丁目、弁天橋通1～3丁目、堀之内、堀之内南1～3丁目、堀割町、本町通1～14番町、本間町1～3丁目、秣川岸通1・2丁目、松岡町、見方町、美咲町1・2丁目、水島町、緑町、湊町通1～4ノ町、南大畑町、南笹口1・2丁目、南多門町、南出来島1・2丁目、南長潟、南浜通1・2番町、南万代町、南毘沙門町、南横堀町、美の里、室町1・2丁目、女池、女池1～8丁目、女池上山1～5丁目、女池北1丁目、女池神明1～3丁目、女池西1・2丁目、女池東1丁目、女池南1～3丁目、元祝町、本馬越、本馬越1・2丁目、元下島町、八千代1・2丁目、柳島町1～4丁目、山木戸、山田町1・2丁目、山二ツ、山二ツ1～5丁目、弥生町、夕栄町、雪町、横一番町、横七番町通1～5丁目、横六番町、芳町、四ツ屋町1～3丁目、米山、米山1～6丁目、寄合町、寄居町、竜が島1・2丁目、流作場ノ内水島、和合町1～3丁目

新潟県新潟市江南区

曙町1～5丁目、旭1～4丁目、天野、天野1～3丁目、粟山、泉町1～5丁目、稲葉1～3丁目、鶉ノ子、鶉ノ子1～5丁目、姥ヶ山、梅見台1～3丁目、江口（ただし、市道東8-147号線以南、市道東8-274号線以东及び市道東8-304号線・市道東8-146号線を結ぶ東側）、大淵（ただし、市道大淵直り山線以东）、荻曾根、荻曾根1～5丁目、祖父興野、貝塚、嘉木、嘉瀬、上和田、亀田、亀田東町1～4丁目、亀田大月1～3丁目、亀田工業団地1～3丁目、亀田向陽1～4丁目、亀田新明町1～5丁目、亀田水道町1～5丁目、亀田中島1～3丁目、亀田中島4丁目、亀田長潟、亀田ノ内高山、亀田早通、亀田本町1～4丁目、亀田緑町1～4丁目、亀田四ツ興野1～5丁目、北山、久蔵興野、酒屋町、五月町1～3丁目、早苗1～4丁目、三條岡1・2丁目、三百地、下早通1・2丁目、下早通柳田1・2丁目、鐘木、城所1・2丁目、城所、城山1～4丁目、砂岡1～5丁目、砂崩、砂山1・2丁目、諏訪1～3丁目、清五郎、曾川、楚川、曾野木1・2丁目、太右エ門新田、俵柳、茅野山、茅野山1～3丁目、手代山1・2丁目、所島1・2丁目、泥潟、直り山、長潟、長潟1丁目、中野山、鍋潟新田、西町1～6丁目、西山、花ノ牧、早通1～6丁目、東早通1～4丁目、東船場1～5丁目、東本町1～5丁目、日水1～3丁目、平賀、袋津、袋津1～6丁目、船戸山、船戸山1～5丁目、細山（ただし、市道東9-105号線及び市道東9-35号線以西）、舞潟、松山、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、元町1～5丁目、山二ツ、両川1・2丁目、和田、割野（ただし、市道南9-22号線以西及び県道沢海酒屋線以北）

新潟県新潟市西区

青山、青山1～8丁目、青山新町、青山水道、赤塚（ただし、市道西南3-153号線、県道新潟中央環状線、市道赤塚藤蔵新田線を結ぶ東側、JR東日本越後線以西）、有明町、五十嵐1～3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町中、五十嵐3の町西、五十嵐3の町東、五十嵐3の町南、五十嵐上崎山、五十嵐下崎山、五十嵐中島、五十嵐中島1～5丁目、五十嵐西、五十嵐東1～3丁目、板井、内野潟端、内野上新町、内野崎山、内野関場、内野戸中才、内野長潟、内野中浜、内野西1～3丁目、内野西が丘1～3丁目、内野早角、内野町、内野山手1・2丁目、浦山1～4丁目、大野、大野町、緒立流通1・

2丁目、小見郷屋（ただし、JR東日本越後線以西）、金巻、上新栄町、上新栄町1～6丁目、神山（ただし、市道西南3-153号線以東）、亀貝、北場字立野（ただし、市道黒鳥的場線以西かつ市道黒埼1-158号線以南（ただし、311番地1～10を除く）を除く）、字下田割、字的場、木場（ただし、字大沼5022番地・5023番地1・5023番地2・5024番地・5025番地1・5025番地2・5027番地1・5027番地3・5027番地4を除く）、木山、黒鳥（ただし、字天保及び字下天保（ただし、5914番地1～5・5915番地1～3・5916番地・5917番地1～2を除く）を除く）、小新（ただし、字緒立4163番地1・4164番地1・4165番地1・4166番地1を除く）、小新1～5丁目、小新大通1・2丁目、小新西1～3丁目、小新南1・2丁目、小針1～8丁目、小針が丘、小針上山、小針台、小針西1・2丁目、小針藤山、小針南、小針南台、小平方、坂井、坂井1～3丁目、坂井砂山1～4丁目、坂井東1～6丁目、坂田（ただし、県道新潟中央環状線以北）、新田（ただし、新川以東及び市道西6-34号線以北）、新通、新通西1・2丁目、新通南1～3丁目、新中浜1～6丁目、須賀、関屋、関屋堀割町、善久、曾和、大学南1・2丁目、高山、立仏、中権寺、寺尾、寺尾朝日通、寺尾上1～6丁目、寺尾北1・2丁目、寺尾台1～3丁目、寺尾中央公園、寺尾西1～5丁目、寺尾東1～3丁目、寺尾前通1～3丁目、寺地、藤蔵新田、ときめき西1～4丁目、ときめき東1丁目、鳥原、鳥原新田、西有明町、西小針台1～3丁目、東青山1・2丁目、東山（ただし、市道西南3-153号線以東）、平島、平島1～3丁目、槇尾、真砂1～4丁目、松海が丘1～4丁目、松美台、的場流通1・2丁目、みずき野1～6丁目、谷内（ただし、広通川以西）、山崎（ただし、市道西南3-153号線以東）、山田、流通1～3丁目、流通センター1～6丁目

【長岡地区】

新潟県長岡市

青島町、青葉台1～5丁目、青山新町、青山町、曙1～3丁目、旭岡1・2丁目、旭町1・2丁目、愛宕1～3丁目、新町1～3丁目、石内1・2丁目、泉1・2丁目、石動町、石動南町、稲葉町（ただし、字野市188を除く）、稲保1～4丁目、稲保南1丁目、今井1～3丁目、今井町、上田町、大島新町1～5丁目、大島本町1～5丁目、大手通1・2丁目、大町、大町1～3丁目、大宮町、大山1～3丁目、沖田1～3丁目、荻野1・2丁目、荻野町、表町1～4丁目、親沢町、御山町、柿町字切通し、字下耕地（ただし、市道東幹線37号線以西及び以北）、字曾利田（ただし、県道柿高畑線及び市道山通90号線以西、市道東幹線24号線以北）、柏町1・2丁目、春日1・2丁目、学校町1～3丁目、要町1～3丁目、金房1～3丁目、上富岡1・2丁目、上富岡町、上除町、上除町西1・2丁目、上野町、上前島1丁目（ただし、726の1、726の3、727の1、727の2、727の4から727の9まで、728の1から728の7まで、954の1、954の2、955の1、955の3、955の4、956の1、956の2、957の1、958の1、959の1、960の1、960の4、961の1、962の1、968の1、968の3、969の1、969の2、970の1、970の2、971から974まで、975の1、975の2、976の1、976の2、977から979まで、980の1番地を除く）、上前島2・3丁目、上前島町（ただし、字迎ヒ、浄土川以西）、川崎1～6丁目、川崎町、川中（ただし、旧乙吉町、旧成願寺町、旧東片貝町を除く）、神田町1～3丁目、関東町、北園町、喜多町、北山1～4丁目、希望が丘1～4丁目、希望が丘南5・6丁目、草生津1～3丁目、雲出町、黒津町（ただし、市道黒条101号線以南、福島江以東、市道黒条113号線以東、市道788号線以東、市道東幹線72号線

以東、市道黒条107号線以南)、稽古町、今朝白1～3丁目、下条町(ただし、埃坪川以東、市道東幹線12号線以北)、江陽1・2丁目、小沢町、古正寺1～3丁目、古正寺町、小曾根町、五反田町、琴平1～3丁目、寿1～3丁目、呉服町1・2丁目、才津西町、才津東町、才津町、才津南町、幸町1～3丁目、蔵王1～3丁目、堺町(ただし、市道西幹線83号線以南)、坂之上町1～3丁目、左近1～3丁目、左近町、笹崎1～3丁目、沢田1～3丁目、三和1～3丁目、三和町、地藏1・2丁目、信濃1・2丁目、下々条1～4丁目、下々条町、下柳1～3丁目、下柳町、下山1～6丁目、下山町、城岡1～3丁目、城岡町、上条町、城内町1～3丁目、定明町、昭和1・2丁目、四郎丸1～4丁目、四郎丸町、白鳥町、新開町(ただし、北陸自動車道以南かつ県道榎下南中線以東)、新組町(ただし、福島江用水以南・国道8号線以西・上越新幹線以西)、新産1～4丁目、新産東町、新陽1・2丁目、水道町1～5丁目、末広1～3丁目、住吉1～3丁目、栖吉町(ただし、前山)、西陵町、関原西町、関原東町、関原町1～3・5丁目、関原南1～5丁目、撰田屋1～5丁目、撰田屋町、千歳1～3丁目、千手1～3丁目、千秋1～4丁目、台町1・2丁目、高島町(ただし、852の1、853から856まで、858の1、858の2、859の1、859の2、860の1、860の2、2857、2861、2861の1、2862から2864まで、2864の1、2865から2867番地)、高瀬町(ただし、市道西幹線83号線以南)、高寺町、高頭町、高畑町、高町1～4丁目、高見町(ただし、市道黒条101号線以南・市道黒条38号線以南・市道黒条40号線以西及び市道東幹線58号線以南・市道黒条181号線以西及び市道黒条29号線以南・市道黒条184号線以西)、宝1～5丁目、千代栄町、堤町、鉄工町1・2丁目、寺島町、天神町(ただし、市道東幹線72号線以南、市道黒条114号線以南)、土合1～5丁目、土合町、殿町1～3丁目、豊田町、豊詰町、長倉1～4丁目、長倉西町、長倉町、長倉南町、中沢1～4丁目、中沢町、中島1～7丁目、中瀬1・2丁目、永田1～4丁目、永田町(ただし、市道富曾亀68号線以東を除く)、長町1・2丁目、中貫町1～3丁目、長峰町、七日町、南陽1・2丁目、新保1～6丁目、新保町、西新町1・2丁目、西片貝町、西神田町、西神田町1・2丁目、錦1～3丁目、西蔵王1～3丁目、西千手1～3丁目、西津町、西宮内1・2丁目、日赤町1～3丁目、蓮潟1～5丁目、蓮潟町、鉢伏町、花園1～3丁目、花園東1・2丁目、花園南1・2丁目、原町1・2丁目、東新町、東新町1～3丁目、東大町、東神田1～3丁目、東蔵王1～3丁目、東栄1～3丁目、東坂之上町1～3丁目、東宮内町、大字日越、深沢町字大沢、字北野、字上ノ山、字羽黒、字河内、字新田、字高寺、字大久保、字狸平、字樽ノ木平、字岩野原、字新保、字屋敷田、字小味田、字日損、字上原、字古田島、字上川原(ただし、渋海川以北、市道深才292号線以西)、福島町(ただし、国道8号線以西)、福住1～3丁目、福田町、福道町(ただし、道満川以東、市道上川西144号線以南)、福山町、袋町1～3丁目、藤沢1・2丁目、藤沢町、藤橋1・2丁目、船江町、平島1～3丁目、平島町、宝地町、北陽1～3丁目、干場1・2丁目、堀金1～3丁目、堀金町、本町1～3丁目、前島町、前田1～3丁目、曲新町、曲新町1～3丁目、榎下町、巻島1・2丁目、巻島町、榎山町、町田町、松葉1・2丁目、美沢1～4丁目、水梨町、美園1・2丁目、三ツ郷屋1・2丁目、三ツ郷屋町、緑町1～3丁目、南七日町、南町1～3丁目、宮内1～8丁目、宮内町、宮栄1～3丁目、宮関1～4丁目、宮関町、宮原1～3丁目、宮本東方町(ただし、北陸自動車道以東)、宮本町1丁目、宮本町2丁目字西、字ワケミナシ、宮本町3丁目(ただし、河久保川以東)、宮本町4丁目、柳原町、山田1～3丁目、悠久町、悠久町1～4丁目、豊1・2丁目、弓町1・2丁目、陽光台1～5丁目、若草町1～3丁目、渡場町、渡里町

朝日、飯島、飯島善兵エ古新田、飯塚、岩田、岩野、浦、釜ヶ島、神谷、越路中沢、越路中島、篠花、沢下条、千谷沢、塚野山、西谷、西野、東谷、不動沢、来迎寺

瓜生、大野、上岩井、気比宮、逆谷、下河根川、中永、鳥越、七日市、藤川、三島上条、三島新保、三島中条、宮沢、吉崎、蓮花寺、脇野町

与板町岩方、与板町江西2～4丁目、与板町城山1丁目、与板町蔦都、与板町中田、与板町東与板、与板町広野、与板町榎原、与板町馬越、与板町南中、与板町本与板、与板町山沢、与板町与板、与板町吉津

【栃尾地区】

新潟県長岡市

赤谷字西山（ただし、国道290号線以西かつ市道栃尾赤谷1号線以西かつ市道栃尾赤谷2号線以東）、明戸、東町、天下島、天下島1・2丁目、一之渡戸、上の原町、大川戸、金沢、金沢1～6丁目、金町1・2丁目、上櫛出、上塩（ただし、字大山及び字越道沢2930番を除く）、鴉ヶ島、北荷頃、熊袋、小貫、栄町1～3丁目、塩新町、下櫛出、下塩、新栄町1～3丁目、菅畑、平、平1～5丁目、滝之口、滝の下町、中央公園、栃尾旭町、栃尾新町、栃尾泉、栃尾岩野外新田、栃尾大野、栃尾大野町1～4丁目、栃尾大町、栃尾表町、栃尾原、栃尾原町1～5丁目、栃尾本町、栃尾町、栃尾宮沢、栃尾山田、栃尾山田町、栃堀（字押切、字五倫下、字山崎、字山崎道上）、仲子町、楡原、東が丘、人面、二ツ郷屋、二日町、文納（字原田1161番1、1161番2、1175番1、1175番2、1176番、1177番1、1177番2、字松原1182番2、1194番3、1194番4）、巻淵、巻淵1～4丁目、水沢、谷内1・2丁目、山口、山屋、吉水

新潟県見附市

杉沢町（字下袋6620番2、6622番、6628番）

【川口地区】

新潟県長岡市

東川口、西川口、川口中山、川口和南津、川口牛ヶ島、川口相川（字小相川183番12、183番16、183番21、183番26、183番30、1014番、1022番、1025番1、1025番2、1026番1、1026番2、1027番、1032番、1033番1、1033番3、1033番4、1036番1、1036番2、1036番5、1037番1、1037番2、1038番1、1038番3、1038番5、1041番4、1041番5、1041番38、1041番39、1041番44及び当該地番に隣接する国道17号以東、市道川口51号線を除く。）、川口武道窪、川口田麦山字山越、字槩平、字岡平、字前原、字上玄入、字曲沢、字大形、字沖田、字岩出、字関ノ入、字田中、字大谷内、字岩栗、字亀岩

新潟県小千谷市

大字川井字境塚、字栃ヶ巻、字大谷内、字原、字西ノ角、字下田原、字坂ノ下、字城ノ腰

【三条地区】

新潟県三条市

旭町1・2丁目、麻布、荒町1・2丁目、井栗字日光、字道田、字中の目、字泥吹、字水久保、字谷地、字割町、字折戸、井栗1～3丁目、石上1～3丁目、居島、一ノ門1・2丁目、今井野新田（ただし、市道今井5号線以東）、上野原、牛ヶ島、大野畑、籠場、嘉坪川、嘉坪川1・2丁目、上須頃（ただし、県道燕・分水線以南（ただし、JR東日本燕三条駅舎を除く））、上保内字砂押、字犬殺、字石田、字本所、字坪の尾、字二ツ山、字政倉、字布施谷、字成沢、字野崎、字杉崎、字沢田、北新保1・2丁目、北中、北入蔵1～3丁目、北四日町、栗林、興野1～3丁目、五明字大坪、字荒屋（ただし、180番地2及び186番地4南側国有地以北、JR東日本信越本線以西、市道本成寺242号線以東）、桜木町、三貫地新田（ただし、市道三貫地塚野目2号線以西）、三竹1～3丁目、島田1～3丁目、下坂井、下須頃（ただし、JR東日本燕三条駅舎を除く）、下保内字鎌田、字宮浦、字中谷地、字赤坂、字反中、字下夕村、字宗持、字中村、字本所、字赤砂場、字坪の尾、下谷地、条南町、新保字橋元（ただし、319番地2及び331番地5南側水路以北、市道片口四日町線以東、及び343番地・344番地1・344番地2・368番地・369番地・370番地1・370番地2）、字三百刈（ただし、新保江用水路以東）、神明町、直江町1～4丁目、須頃1丁目（ただし、17番地・18番地・19番地を除く）、須頃2・3丁目、須戸新田字諏訪の下、字野下、諏訪1～3丁目、田島1・2丁目、中新、塚野目、塚野目1～6丁目、月岡字百刈、字日米田、字塩田、字五社、字立石、字八百刈、字前田、字奥野、字表通、字月岡、字岡ノ町、字輪内、字中ノ海、字川前、字水戸、字安良田、字瀬戸山、字綾ノ前、字菖蒲沢、字平沢、字枇杷沢、字一ヶ沢、月岡1～4丁目、鶴田字町尾、字畑、字相割、字西百刈、字蔵田、字松の木下、鶴田1～4丁目、仲之町、西裏館1～3丁目、西大崎、西大崎1～3丁目、西潟、西本成寺（ただし、JR東日本信越本線以西（ただし、字千把野及び字南谷地を除く））、西本成寺1・2丁目、西四日町1～4丁目、新光、新光町、如法寺字北橋、字高田、字久保田、字町田、字中道、字谷、字政倉、字東、字松場、八幡町、林町1・2丁目、東裏館1～3丁目、東大崎字松ノ木、字江添、字大川原、字フケ、字山の下、字滝の口、字桐岡、字金ヶ入、字川平、字麻布、東大崎1・2丁目、東三条1・2丁目、東新保、東本成寺字諏訪田（ただし、399から503まで）、字新田、字花ノ木、字寺下田、字法光院、字野中、字笹良波、字蕨根、東本成寺（ただし、市道東本成寺西本成寺線起点から市道新田通り線終点以北、市道西中二ツ橋線以東及び283番地南側国有地以北、508番地東側国有地以西、市道本成寺正門通り線以南）、本町1～6丁目、曲淵1～3丁目、松ノ木町、三柳、南新保、南四日町1～4丁目、元町、柳沢字柳沢田、字三寸川、字諏訪山、字高田、字金屋敷、字向ヒ村、由利、横町1・2丁目、四日町

新潟県燕市

大字八王寺字荒所（ただし、JR東日本上越新幹線以東、市道大島153号線以西、県道三条八王寺線以南、2431番地1・2432番地・2433番地先国有地以北）、井土巻3丁目（ただし、市道燕三条停車場2号線以南及び114番地・115番地）

新潟県加茂市

(ただし、大字下条(ただし、字小柳、芝野、中村、大郷、坂の下、町田、金屋、惣銀田、狼ヶ沢、八幡原、金子屋敷、岩清水、上下条、旱田、小橋、日ノ宮、興野向、上大原、下り松、上福島、福島、山通り、日溝、樋下、中興野、横江を除く)、天神林、黒水、長谷、下土倉、上土倉、上大谷、中大谷、下大谷、上高柳、下高柳、宮寄上、西山、田中、鶴森、砂押、前須田、後須田、北潟、五反田、加茂新田、山島新田、狭口(ただし、字秋房、秋房往来外、秋房堤外、山伏沢、天上山、桜沢、大袋、大袋往来外、大袋堤外、浦倉沢、山崎、乳倉子、駒岡、天ヶ沢、八幡を除く)、上条(ただし、鱒田沢を除く)を除く)

新潟県南蒲原郡田上町

大字原ヶ崎新田、大字坂田、大字川船河、大字田上字蛇喰、字闇ノ夜、字五社(乙)、字五社(丙)、字横山、字与五右エ門通、字向屋敷、字中店、字五明寺、字谷(乙)、字古滝谷、字湯ノ入、字追越、字山崎、字山田(乙)、字山田(丙)、字城府ヶ入、字上野(乙)、字上野(丙)、字ガケ、字中幡、字ハゲノ下、字横吹、字赤坂、字水ノ入、字才歩、字三百刈、字古屋敷、字本田上、字川之下(甲)、字川之下(乙)、字川之下(丙)、字諏訪前、字三十刈、字塚野、字塚ノ原、字大原、字丸山、字平林、字南郷地、字大熊沢、字滝沢、字後藤前、字後藤、字柳林、字段中、字晋代、字糠吐、字長沢、字塚田、字子割、字三方口、字土居下、字三波、字新川、字船戸、字天谷内、大字吉田新田字半ノ木、字竹ノ花、字大道下、字向山、字村中、字上ノ原、字土場ノ上、字土場、字古江端、字上谷内、字小清水沢、字大清水沢、字犬殺、字沼田、字大道上、字馬取沢、大字羽生田字柳山、字江代、字新通、字八反田、字保明浦、字橋場、字中谷内、字川成、字竹ノ花、字大道、字根廻、字大道郷、字大郷庵、字村浦、字道下、字大原、字梅ノ木、字釜ノ口、字西光寺、字若宮、字中嶺、字中ツル根、字茗ヶ谷、字荒所、字内山外、字諏訪平、字屋敷付、字道上、字名古地

【見附地区】

新潟県見附市

本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、嶺崎1丁目、嶺崎2丁目、学校町1丁目、学校町2丁目、南本町1丁目、南本町2丁目、南本町3丁目、葛巻1丁目、葛巻2丁目、葛巻3丁目、本所1丁目、本所2丁目、細越1丁目、細越2丁目、元町1丁目、元町2丁目、双葉町、昭和町1丁目、昭和町2丁目、月見台1丁目、月見台2丁目、緑町、本町、嶺崎町、仁嘉町、内町、本所町、戸代新田町、島切窪町、山崎興野町、石地町、庄川新田町、庄川町、庄川平町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、名木野町、明晶町、池之内町、反田町、葛巻町、葛巻東町、葛巻西町^{※1}、葛巻南町、北野町、傍所町(ただし、市道反田・青木線以西かつ刈谷田川以東を除く)、鹿熊町、速水町、柳橋町、福島町、市野坪町、加坪川町、新幸町、新潟町、新潟東町、新潟西町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、美里町、芝野町、下新町、漆山町、今町1丁目、今町2丁目(ただし、市道下関14号線以西かつ刈谷田川以東を除く)、今町3丁目、今町4丁目、今町5丁目、今町6丁目、今町7丁目、今町8丁目、坂井町1丁目、今町、東今町^{※2}、西今町^{※2}、上新田町、釈迦塚町、田之尻町、坂井町(ただし、北陸自動車道以西かつ貝喰川以西を除く)

※1 平成19年3月23日付で町名変更された葛巻西町の区域うち、旧青木町及び旧山吉町の区域は含まない。

※2 平成19年3月28日付で町名変更された東今町及び西今町の区域のうち、旧下関町及び旧三林町の区域は含まない。

新潟県長岡市

中之島、南中之島（ただし、1、2-1、2-2、3-1、3-2、3-3、4、5-1、5-2、6-1、6-2、7、10の一部、15-1の一部、15-2、15-3、15-4、16-1、16-2、17、18、19-1、19-2、19-3、20の一部、21、22、23、24-1、25、26、27-1、27-2、28の一部）、中之島中央^{※3}、猫興野^{※4}

※3 平成31年3月2日付で町名変更された中之島中央の区域のうち、旧中之島の区域。

※4 長岡市中之島の区域内に飛地として存在する猫興野地籍の区域。

附 則

1. 実施期日

2023年11月1日から実施いたします。